

# 傷害総合保険「安心BOX」への切替えに伴う変更内容について

2005年12月1日より、これまでの傷害総合保険は、傷害総合保険「安心BOX」として新たに生まれ変わりました。この改定に合わせ、傷害総合保険分野の商品ラインナップを見直し、多くの既存商品が傷害総合保険「安心BOX」に統一されました。青年アクティブライフ総合保険から傷害総合保険「安心BOX」に切替えいただく場合の補償内容の主な変更点は下記のとおりです。お客様の契約に関する変更項目の有無については、お手元に保管いただいている保険証券等によりご確認ください。なお、改定内容欄の網掛けは、青年アクティブライフ総合保険と比べ、補償内容が縮小されることを表します。

## 1. ケガの補償に関する変更内容

青年アクティブライフ総合保険 補償内容	対象者	傷害総合保険に おける補償内容	変更項目	変更内容
普通保険約款	全てのお客様	普通保険約款	支払責任の範囲	拡大 日射・熱射による身体障害については、これまでは保険金をお支払いできませんでしたが、障害発生時において被保険者の方が満23歳未満であった場合には、保険金をお支払いします。
青年アクティブライフ総合保険特約 就業外傷害倍額支払条項	就業外倍額支払不担保特約を付帯していないお客様	就業外傷害倍額支払特約	特約の適用範囲	拡大 これまで倍額支払の対象外としておりました通勤中のケガについても、倍額支払の対象となります。

## 2. 賠償責任の補償に関する変更内容

青年アクティブライフ総合保険 補償内容	対象者	傷害総合保険に おける補償内容	変更項目	変更内容	
青年アクティブライフ総合保険特約 個人賠償責任担保条項	個人賠償責任不担保特約を付帯していないお客様	日常生活賠償責任担保特約	被保険者の範囲	拡大 未成年の被保険者ご本人の事故において、その方の親権者・監督義務者が負担した法律上の損害賠償責任が補償の対象となります(従来は親権者・監督義務者が被保険者本人の配偶者または生計を共にする同居の親族である場合のみ補償されていました。)	
			保険金をお支払いできない事由	追加	環境汚染に起因する賠償責任による損害が保険金のお支払対象外となります。
				除外	車両(原動力がもっぱら人力であるものを除きます。)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任については保険金をお支払いできませんが、ここでいう車両にはゴルフ場構内におけるゴルフ・カートを含まないこととします。
			明確化	被保険者が負担する罰金、違約金、懲罰的賠償金については保険金のお支払対象外であることが明確になります。	
青年アクティブライフ総合保険特約 レンタル用品賠償責任担保条項	レンタル用品賠償責任不担保特約を付帯していないお客様	レンタル用品賠償責任担保特約	被保険者の範囲	拡大 未成年の被保険者ご本人の事故において、その方の親権者・監督義務者が負担した法律上の損害賠償責任が補償の対象となります(従来は親権者・監督義務者が被保険者本人の配偶者または生計を共にする同居の親族である場合のみ補償されていました。)	
			補償されるレンタル用品の範囲	明確化 保険金をお支払いできないレンタル用品の範囲について、次のとおり明確になります。 ● 「通貨」には小切手を含みます。 ● 「有価証券等」にプリペイドカード、交通機関の乗車船券、宿泊券、観光券、旅行券が該当することを明記しました。 ● 「預貯金証書」には通帳・キャッシュカードを含み、「準ずる物」としてクレジットカード、ローンカードを明記しました。 ● 「証書」には公正証書、身分証明書、運転免許証などが該当することを明記しました。 ● 「船舶」は、形状もしくは動力機の有無を問わず、人が搭乗して水上または水中を航行する物であることが明確になります。 ● 「航空機」は、形状または動力機の有無を問わず、人が搭乗して空中を飛行する物であることが明確になります。 ● 「自動車等」は、形状を問わず、もっぱら動力機により人が搭乗して地上、雪上または氷上を走行する物であること、ただし電動車いすは含まないことが明確になります。	
			拡大	従来は保険金のお支払対象外としておりました、山岳登山、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間のその運動等のためのレンタル用品について、保険金のお支払対象となります。	
除外	次のレンタル用品の損壊または盗難については、保険金のお支払対象外となります。 ● 船舶、航空機、自動車等の付属品 ● 住宅外で使用・管理されている自転車およびその付属品 ● サーフボード、ウィンドサーフィン、ラジコン模型等およびこれらの付属品 ● 携帯電話・PHS等の移動体通信端末機器、ノート型パソコン・ワープロ・電子手帳等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ● 義歯、義肢、義眼、人工乳房、人工補てつ物等失われた人体の一部を補う物 ● コンタクトレンズ、眼鏡等(視力の矯正を目的とするか否かを問いません。)				

青年アクティブライフ総合保険 補償内容		傷害総合保険に おける補償内容	変更項目	変更内容	
補償内容	対象者				
青年アクティブライフ 総合保険特約 レンタル用品 賠償責任担保 条項	レンタル用品 賠償責任 不担保特約 を付帯して いないお客様	レンタル用品 賠償責任担保 特約	保険金をお支払 いできない事由	追加	次の事由に起因するレンタル用品の損壊または盗難については保険金のお支払対象外となります。 ● 船舶・航空機の無資格操縦中に生じた事故 ● 屋根、扉、窓、通風筒から入る雨、雪またはひょうによる損壊  次の賠償責任を被保険者が負担することにより被った損害を保険金のお支払対象外となります。 ● 被保険者の職務遂行に起因する損害賠償責任 ● 被保険者の職務の用に供される動産・不動産の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任 ● 同居の親族に対する損害賠償責任
				明確化	被保険者が負担する罰金、違約金、懲罰的賠償金については保険金のお支払対象外であることが明確になります。
				保険金の範囲	明確化
青年アクティブライフ 総合保険特約 借家人賠償 責任担保条項	借家人賠償 責任不担保 特約を付帯 していない お客様	借家人賠償責任 担保特約	保険金の範囲	明確化	緊急措置に要した費用および弊社の求償権行使にご協力いただくために負担された費用も保険金に含まれることが明確になります。

### 3. 不測の出費の補償に関する変更内容

青年アクティブライフ総合保険 補償内容		傷害総合保険に おける補償内容	変更項目	変更内容	
補償内容	対象者				
青年アクティブライフ 総合保険特約 救援者費用等 担保条項	救援者費用 等不担保特 約を付帯し ていないお 客様	救援者費用等 担保特約	補償の対象とな る範囲	拡大	事故が発生した時点で被保険者と婚姻を予定されている方(婚姻届が出ていない場合)が被保険者の救済のために支出した費用についても、その方と被保険者が婚姻の届出を予定していることが客観的に確認できる場合には、保険金のお支払対象となります。
			保険金の範囲	明確化	弊社の求償権行使にご協力いただくために負担された費用も保険金に含まれることが明確になります。
青年アクティブライフ 総合保険特約 キャンセル 費用担保条項	キャンセル 費用不担保 特約を付帯 していない お客様	キャンセル費用 担保特約	補償の対象とな る範囲	拡大	事故が発生した時点で被保険者と婚姻を予定されている方(婚姻届が出ていない場合)の傷害または疾病により、被保険者が負担されたその方のキャンセル費用について、従来はキャンセル事由が生じた日から30日以内に婚姻を届け出た場合のみ保険金のお支払対象としていましたが、キャンセル事由が生じた時点でその方と被保険者が婚姻の届出を予定していることが客観的に確認できる場合には保険金のお支払対象となります。
			保険金をお支払 いできない事由	追加	次の事由に起因する損害が保険金のお支払対象外となります。 ● シンナー等の使用 ● 先天性異常による入院 ● 精神病、知的障害、人格異常、アルコール依存・薬物依存等の精神障害
			保険金の範囲	明確化	緊急措置に要した費用および弊社の求償権行使にご協力いただくために負担された費用も保険金に含まれることが明確になります。

### 4. 家財・身の回り品の補償に関する変更内容

青年アクティブライフ総合保険 補償内容		傷害総合保険に おける補償内容	変更項目	変更内容	
補償内容	対象者				
青年アクティブライフ 総合保険特約 携行品損害 担保条項	携行品損害 不担保特約 を付帯して いないお客 様	携行品損害担保 特約	被保険者の範囲	拡大	被保険者本人と同一生計の親族が被保険者となります。 補償の対象となるのは、被保険者本人の携行中に生じた事故に限ります。
			補償の対象とな る物の範囲	明確化	保険金をお支払いできない身の回り品の範囲について、次のとおり明確になります。 ● 「船舶」は、形状もしくは動力機の有無を問わず、人が搭乗して水上または水中を航行する物であることが明確になります。 ● 「自動車等」は、形状を問わず、もっぱら動力機により人が搭乗して地上、雪上または氷上を走行する物であること、ただし電動車いすは含まないことが明確になります。 ● 「船舶、自動車等の付属品」は、実際に定着または装備されているか否かを問わず、定着または装備することを前提に設計、製造された物をいうことが明確になります。 ● 「義歯、義肢」は、義眼、人工乳房、人工補てつ物等の失われた人体の一部を補う物であることが明確になります。 ● 「コンタクトレンズ」は視力の矯正を目的とするか否かを問わないことが明確になります。 ● 「プリペイドカード」を明記しました。

青年アクティブライフ総合保険		傷害総合保険における補償内容	変更項目	変更内容	
補償内容	対象者				
青年アクティブライフ総合保険特約 携行品損害担保条項	携行品損害不担保特約を付帯していないお客様	携行品損害担保特約	補償の対象となる物の範囲	拡大	次の物が保険金のお支払対象となります。 ● 交通機関の定期券 ● 旅券（パスポート） ● 山岳登山、スカイダイビング等の危険な運動を行っている間のその運動のための道具
				除外	次の物が保険金のお支払対象外となります。 ● 航空機（形状または動力機の有無を問わず、人が搭乗して空中を飛行する物）およびこれらの付属品 ● サーフボード、ウィンドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ● 携帯電話・PHS等の移動体通信端末機器、ノート型パソコン・ワープロ・電子手帳等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品（視力の矯正を目的とするか否かを問いません。） ● 証書（公正証書、身分証明書、運転免許証など） ● 眼鏡（視力の矯正を目的とするか否かを問いません。） ● 磁気テープ、磁気ディスク等の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類する物 ● 業務の用に供される物、商品その他これらに類する物
			保険金をお支払いできない事由	追加	次の事由による損害が保険金のお支払対象外となります。 ● 保険契約者、被保険者、保険金受取人の重過失 ● 船舶・航空機の無資格操縦中に生じた事故 ● 詐欺、横領 ● 楽器の弦の切断、打楽器の打皮の破損、楽器の音色・音質の変化
			保険金の算出方法	明確化	保険金のお支払対象外としております自然消耗、さび、かび、変色等による損害には、劣化、変質、発酵、発熱、ひび割れによる損害を含むことが明確になります。
				拡大	損害額は、これまでの時価額による算出ではなく再取得費用（ <sup>1</sup> ）により算出することになります。ただし、貴金属類、美術品の損害については、これまでどおり時価額により算出します。 再取得費用...同一の質、用途、規模、型、能力のものを新規購入するのに要する額  交通機関の定期券の損害について、再発行手続による再取得ができない場合には、その定期券の残存有効期間に対する価額（取得額に残存日数に応じ日割で算出した額）をお支払いします。
保険金の範囲	明確化	再発行手続により再取得できる場合の保険金は、その手続きに要する費用をお支払いすることが明確になります。  緊急措置に要した費用および弊社の求償権行使にご協力いただくために負担された費用も保険金に含まれることが明確になります。			